

※事業復活支援金申請が延長になりました

【Ver2・JA 南彩版】 ※WEB サイト https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/news/20220520_2.html

の内容とは若干異なりますのでご了承ください。

中小法人・個人事業者のための

事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

JA 南彩は上記の事業の登録確認機関です

○国のシステム上、仮登録・申請 ID の発行及び本申請はご自身で WEB（インターネット）から行っていただきます。

（JA では代行申請等ができませんのでご注意ください）

○給付条件や金額に関する問い合わせ先は直接の相談窓口電話へお願いします。

（JA では金額等の相談はお受けできませんのでご注意ください）

事業復活支援金相談窓口電話

0120-789-140

営業時間8:30～19:00（土日、祝日含む全日対応）

給付対象者

・①と②を満たす中小法人・個人事業者が給付対象となり得ます。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月（対象月）の売上高が2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月（基準月）の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

※過去に受給された新型コロナウイルス感染症対策給付金は種類によって扱いが異なります

給付額

中小法人等 上限最大250万円 個人事業者等 上限最大50万円 を支給します。

給付額 基準期間^{※1}の売上高－対象月の売上高×5か月分

※1 2018年11月～2019年3月／2019年11月～2020年3月／2020年11月～2021年3月のいずれかの期間（基準月を含む期間であること）

給付上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 ^{※2} 1億円以下	年間売上高 ^{※2} 1億円超～5億円以下	年間売上高 ^{※2} 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

申請期間

ア. 事前確認受付期間：5月24日（火）～6月10日（金）

※事前確認は予約制で、申請IDが必要になります。申請や事前確認のために必要な「申請IDの発行」は5月31日（火）までとなりますので、ご注意ください。

事前確認の予約や書類の確認は各営農経済センターとなりますので、直接、各営農経済センターへご連絡をお願いします。

イ. 申請期間：6月17日（火）

※登録確認機関の確認がないと申請ができませんのでご注意ください。